

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
(B5判縮小)

食品表示基準に対応した最新版!

Q&A 食品表示の手引

編集 食品表示適正化研究会

【代表】池戸 重信

公立大学法人宮城大学 名誉教授
一般社団法人食品表示検定協会 理事長
元 農林水産省食品流通局消費生活課長

食品表示全般 加工食品の表示

8 栄養表示

(1) 栄養表示全般

◆栄養成分表示をしなければならない食品とその表示は

Q どのような食品に栄養成分表示をしなければいけないのですか。また、その際に必ず表示をしなければいけない項目は何ですか。

A 平成27年4月1日から食品表示法が施行されたことにより、一般用加工食品及び一般用添加物について食品表示基準に基づく栄養成分表示が義務化されることになりました。輸入食品についても対象となります。栄養成分等には熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量、ミネラル等があり、次の表のようにその表示について、義務表示、推奨表示があります。

義務表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量
------	------------------------

食品表示全般 機能性表示食品・特定保健用食品・特別用途食品等の表示

2 機能性表示食品の表示

◆機能性表示食品の制度創設の経緯は

Q 平成27年4月1日より機能性表示食品の制度が始まりました。この制度は、どのような経緯で制定された制度なのか教えてください。

A 平成25年6月に閣議決定された規制改革実施計画の中で「健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び加工食品の産物の機能性表示の容認」を平成26年度に結論・措置をすることにより、行政での検討が開始され、2年弱の検討を経て平成27年4月1日この制度がスタートしました。

解説

食品表示全般 加工食品の表示

解説

1 栄養成分表示は時代の流れ

消費者の健康志向を反映して、購入する食品の栄養成分がどのようなものがあり、その含有量はいくらかを知りたいという要求が高まっています。販売者は健康情報の1つとして栄養成分などを食品に表示し、消費者は期待する情報を入手できるようになっています。例えば、ダイエットに関心のある人はお弁当などのカロリー表示を見て購入するか判断します。また、塩分や糖分を控えなければならない人にとってはナトリウム(食塩相当量)や炭水化物の量を知ること、食事調整の判断とすることができます。

したがって、栄養成分表示は消費者が求める重要な情報であり、食品を提供する企業の責務といえます。

表示例

義務表示の表示例

栄養成分表示 (1本(100g)当たり)	
熱量	Okcal
たんぱく質	○g
脂質	○g
炭水化物	○g
食塩相当量	○g

任意表示の表示例(順番)

栄養成分表示 (1本(100g)当たり)	
熱量	Okcal
たんぱく質	○g
脂質	○g
一飽和脂肪酸	○g
一n-3系脂肪酸	○g
一n-6系脂肪酸	○g
コレステロール	○mg

品目別食品表示 加工食品の表示

15 弁当・そうざい

◆弁当・そうざいに表示すべき事項の製造場所、販売方法による違いは

Q 百貨店や駅ビル内にある当社の店舗で販売する弁当・そうざいには店内の厨房で製造する商品とセントラルキッチンで製造するものがあります。また販売方法も、求めに応じて暖かい米飯を詰める弁当や量り売りするそうざいと、あらかじめ作ったパックを販売している弁当・そうざいがあります。それぞれ法律上どのような表示が必要でしょうか。

A 工場・セントラルキッチンなどで作って容器包装に入れた弁当・そうざいは食品表示基準で定められた加工食品の横断的義務表示事項のすべての表示が必要です。

百貨店、スーパー、駅ビルのバックヤードなど販売場所と同一の敷地内で製造し、あらかじめ容器包装に入れた弁当・そうざいは前記のうち、原材料名、内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、栄養成分の量及び熱量、原産国名、原料原産地名の表示が免除されます。また、一括表示の義務もありません。

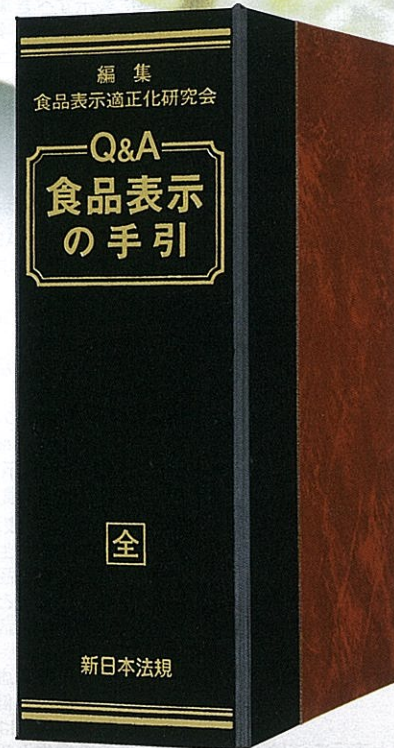
求めに応じて加工若しくは計量し、容器包装に入れて販売する弁当・そうざいは食品表示基準40条に定める生食用牛肉の注意喚起表示を除き、食品表示基準に定められた表示は不要です。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.7.) 597-1◎

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,466頁
 定価16,500円(本体15,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

◎「食品表示法」に基づく基準・通知・Q&A等の新ルールに対応した内容となっています。

◎Q&A方式により加工食品・生鮮食品の品目ごとに、表示事項や留意点をわかりやすく解説し、その表示例を紹介しています。

◎広範囲にわたる食品表示の規制について、食品表示法・景品表示法などを踏まえて横断的に解説しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 食品表示全般

第1 食品表示制度のあらまし

1 食品表示に関する法制度

- 食品表示制度とは
- 食品表示に関する所管やルールが定まる手順は
- 食品表示の監視体制は
- 食品表示法に基づく制度
- 食品表示法制定の必要性とは
- 食品表示法と旧3法との関係は
- 食品表示法制定による従来法制度からの変更内容は
- 食品表示基準制定による従来基準からの変更内容は

3 その他の法に基づく制度

- 食品表示に関する景品表示法の定めは
- 食品表示に関する計量法の定めは
- 食品表示に関する牛トレーサビリティ法の定めは

第2 食品表示法・食品表示基準の概要

- 食品表示法の目的は
- 食品表示法における食品の区分は
- 食品表示法制定による定義の見直しは
- 食品表示法における「食品」と「添加物」とは
- 食品表示法における「業務用食品」とは

第3 加工食品の表示

1 表示事項・表示方法

- 食品表示基準が定めている加工食品の表示は
- 輸入した加工食品に表示すべき事項と表示方法は
- 2 名称
- 加工食品の名称の表示方法は
- 3 保存方法
- 加工食品の保存方法の表示方法は
- 4 消費期限・賞味期限
- 消費期限・賞味期限の表示を行うべき加工食品と表示方法は
- 消費期限・賞味期限はどのように設定するか

- ロット番号等の表示方法は

5 原材料名

- 加工食品の原材料の表示方法は
- 複合原材料使用の場合の表示方法は
- 複合原材料使用の場合の分割表示方法は

6 添加物

- 食品表示基準に基づく加工食品の添加物の表示方法は
- 物質名による添加物の表示方法は
- 用途名併記による添加物の表示方法は
- 一括名による添加物の表示方法は
- 添加物の表示を省略できる場合とは
- 添加物製剤を使用した場合の表示方法は

7 内容量・固形量及び内容総量

- 内容量・固形量及び内容総量の表示方法は
- 内容重量と個数の一定化が困難な製品の表示方法は

8 栄養表示

- (1) 栄養表示全般
- 栄養成分表示をしなければならない食品とその表示項目
- 栄養成分の含有量に関する表示方法は
- 栄養成分の分析に関する栄養表示は

- ナトリウムの表示方法は
- 栄養成分表示値の分析・算定方法は
- 食品表示基準の対象外の栄養成分の表示は

(2) 強調表示

- 強調表示の基準の適用範囲は
- 「高い」旨に関する表示は
- 「含む」旨に関する表示は
- 「含まない」旨に関する表示は
- 9 製造所・加工所及び製造者・加工者
- 表示責任者の表示方法は
- 製造所・加工所表示と製造所固有記号制度の内容は
- 10 アレルゲン
- 加工食品に表示すべきアレルゲンと対象食品は
- 特定原材料等の個別表示方法は
- 特定原材料等の一括表示ができる条件と表示方法は

11 L-フェニルアラニン化合物

- L-フェニルアラニン化合物の表示対象及び表示方法は

12 遺伝子組換え

- 遺伝子組換え表示を行うべき加工食品と表示方法は
- 遺伝子組換え表示が不要な加工食品は
- 「遺伝子組換えでない」旨を表示できる場合とその表示方法は
- 遺伝子組換え表示を省略できる場合とは
- 遺伝子組換え表示に関する禁止事項は
- 加工食品全体について「遺伝子組換えでない」旨を強調表示できるか

13 原料原産地

- 加工食品の原料原産地の表示対象品目と基本的な表示方法は
- 海外で前処理された原材料を使用し、国内で完成させた加工食品に原料原産地表示は必要か
- 消費者が原料原産地表示が必要な原材料を特定しにくい食品や、原料原産地表示が必要な原材料がない食品の原料原産地の表示方法は
- 原料原産地を頻繁に切り替えている場合の表示方法は
- 複数の原料原産地を表示する場合の表示方法は

14 原産国

- 加工食品の原産国等の表示方法は

15 業務用加工食品

- 業務用加工食品の表示方法は

第4 生鮮食品の表示

1 生鮮食品全般

- 生鮮食品の表示は
- 生産者や卸売り段階での原産地の表示方法は
- 農畜水産物を混合したものに關する原産地の表示は
- 2 農産物
- 農産物に表示すべき事項と表示方法は
- 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達は
- 3 畜産物
- 食肉と鶏卵の表示は
- 畜産物の原産地の基本的な表示方法は
- 複数の地域で飼養した畜産物に関する原産地の表示は

4 水産物

- 水産物に表示すべき事項と表示方法は
- 給餌していない貝類などの養殖・原産国の表示、天然の表示は
- 輸入水産物の原産国の表示は

5 遺伝子組換え

- 遺伝子組換え表示を行うべき生鮮食品と表示方法は

6 業務用生鮮食品

- 業務用生鮮食品の表示は
- 業務用生鮮食品の場合、表示を行う書類等の範囲、保存する書類は

第5 販売の用に供する添加物の表示

- 添加物の製剤（販売の用に供する添加物）の表示方法は

○分量の表示は

第6 酒類の表示

1 酒類全般

- 酒類に表示すべき事項と表示方法は
- 酒類に表示すべき事項と表示方法は（食品表示基準）
- 酒類の地理的表示に関する表示基準は
- 酒類の有機表示に関する定めは
- 酒類の小売業者が酒類に表示すべき事項と表示方法は

2 ビール類

- 国産ビールに表示すべき事項と表示方法は

3 ウイスキー類

- ウイスキーに表示すべき事項と表示方法は

4 その他

- 単式蒸留しょうちゅうに表示すべき事項と表示方法は
- 泡盛に表示すべき事項と表示方法は
- 清酒に表示すべき事項と表示方法は
- 低アルコールリキュールに表示すべき事項と表示方法は

第7 有機食品等の表示

1 有機農産物

- 有機農産物に表示すべき事項と表示方法は
- 有機JASマークが付いていない農産物に有機表示できるか
- 生鮮食品に有機JASマークを付けずに「有機」と表示してもよいか

2 有機畜産物

- 有機畜産物に表示すべき事項と表示方法は

3 有機加工食品

- 有機加工食品に表示すべき事項と表示方法は

- 「有機食品を使用した」旨を表示する場合は、有機JASマークは必要か

第8 機能性表示食品・特定保健用品・特別用途食品等の表示

1 「健康食品」の表示

- 「健康食品」(機能性表示食品、特定保健用食品、栄養機能食品、特別用途食品及びいわゆる健康食品)とは
- 「いわゆる健康食品」に表示すべき事項と表示方法は
- 健康食品に関する虚偽誇大表示とは
- 過剰摂取等により健康障害が発生する健康食品に関する表示は
- 健康食品の広告とみなされる範囲は
- 健康食品を通信販売する場合のインターネットの広告表示は

2 機能性表示食品の表示

- 機能性表示食品の制度創設の経緯は
- 機能性表示食品の特徴は
- 機能性表示食品の対象食品と要件は
- 機能性表示食品に表示すべき事項と表示方法は

3 特定保健用食品の表示

- 特定保健用食品として表示ができる食品は
- 特定保健用食品に表示すべき事項と表示方法は

- 特定保健用食品の用途と保健機能成分の表示方法は

- 条件付き特定保健用食品に表示すべき事項と表示方法は

- 特定保健用食品（規格基準型）に表示すべき事項と表示方法は

- 特定保健用食品（疾病リスク低減表示）に表示すべき事項と表示方法は

4 特別用途食品の表示

- 特別用途表示ができる食品は
- 特別用途食品に表示すべき事項と表示方法は
- 許可基準型患者用食品に表示すべき事項は
- 個別評価型患者用食品に表示すべき事項は

5 栄養機能食品の表示

- 栄養機能表示をする場合の注意点は

第9 不当表示

- 不当表示の規制対象は
- 景品表示法における原産国表示は
- 表示の責任者は

第10 食品容器包装の表示

- 識別表示が必要な食品容器包装は
- 特殊な容器包装における識別表示は
- 容器包装における材質表示の必要性は
- 食品容器包装における注意や警告表示は

第2章 品目別食品表示

第1 加工食品の表示

1 食肉・食肉製品

- (1) 食肉
- 味付食肉に表示すべき事項と表示方法は
- 調味した食肉に関する原料原産地の表示は
- ゆで、又は蒸した食肉に関する原料原産地の表示は

(2) 食肉製品全般

- 食肉製品に表示すべき事項と表示方法は
- ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約とは
- (3) ハム・ソーセージ・ベーコン
- ハム類に表示すべき事項と表示方法は
- プレスハムに表示すべき事項と表示方法は
- クックドソーセージに表示すべき事項と表示方法は
- (4) その他
- チルドハンバーグステーキに表示すべき事項と表示方法は
- チルドミートボールに表示すべき事項と表示方法は

2 魚肉練り製品

- 魚肉ハムに表示すべき事項と表示方法は
- 3 魚介・海藻・水産加工品
- (1) 全般
- 容器包装に入れられたゆでがにに表示すべき事項と表示方法は
- 刺身盛り合わせに表示すべき事項と表示方法は
- 調味した魚介類・海藻類に関する原料原産地の表示方法は
- ゆで、又は蒸した魚介類・海藻類に関する原料原産地の表示方法は

(2) うに

- うに加工品に表示すべき事項と表示方法は
- うにあえものに表示すべき事項と表示方法は
- (3) わかめ
- 乾燥わかめに表示すべき事項と表示方法は
- 塩蔵わかめに表示すべき事項と表示方法は
- (4) 削りぶし
- 削りぶしに表示すべき事項と表示方法は

(5) うなぎ

- うなぎ加工品に表示すべき事項と表示方法は
- 国内と海外で製造・加工したうなぎの原産国・原料原産国・製造者、加工者の表示方法は

(6) ふぐ

- ふぐ加工品（生鮮食品以外）に表示すべき事項と表示方法は

(7) その他

- 煮干魚類に表示すべき事項と表示方法は
- 辛子めんたいこ食品に表示すべき事項と表示方法は

4 農産物・林産物加工品

(1) 全般

- 乾しいたけに表示すべき事項と表示方法は
- 乾燥さのこ類、乾燥野菜、乾燥果実に関する原料原産地の表示方法は
- 塩蔵さのこ類、塩蔵野菜、塩蔵果実に関する原料原産地の表示方法は

(2) 漬物

- 漬物に表示すべき事項と表示方法は
- (3) その他
- ジャム類に表示すべき事項と表示方法は

5 穀物加工品

(1) めん

- 乾めんに表示すべき事項と表示方法は
- (2) 豆腐等
- 豆腐・納豆の原料原産地の表示方法は
- 豆腐の内容量の表示方法は
- (3) パン
- 食パンに表示すべき事項と表示方法は
- 菓子パンに表示すべき事項と表示方法は

(4) その他

- こんにやくに関する原料原産地の表示方法は
- もちに関する原料原産地の表示方法は
- 米粉、米粉等加工品に表示すべき事項と表示方法は

6 調味料等

- ドレッシング類に表示すべき事項と表示方法は
- 食酢に表示すべき事項と表示方法は
- しょうゆに表示すべき事項と表示方法は
- ウスターソースに表示すべき事項と表示方法は
- トマト加工品に表示すべき事項と表示方法は

7 油脂・油脂加工品

- マーガリン類に表示すべき事項と表示方法は
- 食用植物油脂に表示すべき事項と表示方法は

8 牛乳・乳製品類

- 飲用乳（牛乳類と乳飲料）に表示すべき事項と表示方法は
- 発酵乳に表示すべき事項と表示方法は
- 乳酸菌飲料に表示すべき事項と表示方法は
- 生クリーム・バター・練乳・粉乳等の乳製品に表示すべき事項と表示方法は
- ナチュラルチーズ・プロセスチーズに表示すべき事項と表示方法は

9 はちみつ類

- はちみつ類に表示すべき事項と表示方法は
- ローヤルゼリーに表示すべき事項と表示方法は

10 菓子類

- チョコレート類に表示すべき事項と表示方法は
- ビスケット類に表示すべき事項と表示方法は
- チューインガムに表示すべき事項と表示方法は

- 法は

11 飲料・嗜好品

- 果実飲料に表示すべき事項と表示方法は
- トマトジュース類に表示すべき事項と表示方法は
- 無果汁の炭酸飲料に表示すべき事項と表示方法は
- 豆乳類に表示すべき事項と表示方法は
- レギュラーコーヒー・インスタントコーヒーに表示すべき事項と表示方法は
- コーヒー飲料等に表示すべき事項と表示方法は

12 缶詰・瓶詰

- まぐろ・かつお缶詰・瓶詰に表示すべき事項と表示方法は
- 果実缶詰・瓶詰に表示すべき事項と表示方法は
- 食品缶詰の表示に関する公正競争規約で定める缶詰に表示すべき事項と表示方法は

13 冷凍食品

- 野菜冷凍食品に表示すべき事項と表示方法は
- 冷凍フライ類に表示すべき事項と表示方法は

14 レトルトパウチ食品等

- 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の範囲と表示事項は
- レトルトパウチ詰カレー・ハヤシ・シチュー・バスタソースに表示すべき事項と表示方法は

15 弁当・そうざい

- 弁当・そうざいに表示すべき事項の製造場所、販売方法による違いは
- 弁当の原材料表示の簡素化と容器による違いは
- チルドぎょうざ類に表示すべき事項と表示方法は

第2 生鮮食品の表示

1 農産物

- 容器包装に入れられた精米、玄米に表示すべき事項と表示方法は
- 野菜・果実・きのこ類・豆類に表示すべき事項と表示方法は

2 畜産物

- 生食用鶏卵に表示すべき事項と表示方法は
- 生食用牛肉・馬肉に表示すべき表示事項と表示方法は

3 水産物

- 販売場所と同一の場所で加工した刺身（単品、盛り合わせ）の表示方法は
- 生かき（生食用、加熱用）の表示すべき事項と表示方法は

第3 その他の表示

- 混合詰め合わせ食品の原材料表示は
- 個包装済み詰め合わせ食品の表示は

第3章 表示に関する相談窓口等

- 表示に関わる行政機関・団体等の問い合わせ先は
- 問い合わせに当たっての留意点は

第4章 コミュニティフードの表示

- コミュニティフードの表示に関わる法律は
- ペットフード安全法による表示内容は
- ペットフードの表示に関する公正競争規約による表示内容は

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。